

世界的な情報通信産業融合の進展と日本の課題

篠原 健 / 岡野靖丈

1990年代の後半から急速に進展しているブロードバンド（高速大容量回線）、モバイル通信、インターネットといったユビキタス・ネットワーク技術は、放送と通信の融合を加速している。この融合現象により、情報伝送路、コンテンツを自由に組み合わせたサービスの提供が可能になってきたため、今まで通信と放送とに区分されていた法制度の見直しも検討されている。

その際、グローバルな整合性の確立や、新しいサービスの創出、競争力の強化などが、改革の重要な要素となる。実際、競争政策をベースとした企業の合従連衡も世界規模で進んでいる。この観点からみて、EU（欧州連合）加盟国で進められている融合法制は極めて興味深く、日本にとっても大いに参考になる。

技術進化と融合現象

1 通信と放送の定義

通信と放送の融合問題は、かなり以前から議論されてきた（表1）。

通信は、電気通信事業法第2条1項で、「有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること」と定義されており、もともと有線技術を利用した3.4キロヘルツ帯域の伝送容量の小さい音声通信であり、電話を代表とする特定の1対1の双方向コミュニケー

ション手段として発展してきた。その基本的な考えは、同法第4条で規定されている通り、私信としての「秘密の保護」を前提としてきた。また、同法第2条4項では、「...有線テレビジョン放送を除く」としており、通信は放送を対象外としている。

一方、放送は放送法の第2条1項で、「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信」と定義されており、映像を伝送するテレビ放送を代表とする、無線技術を利用した6メガヘルツの広帯域の1対 n （複数）の不特定多数のマス

表1 放送と通信の特性

	通信	放送
定義	「有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること」 (電気通信事業法第2条1項)	「公衆に寄って直接受信されることを目的とする無線通信の送信」(放送法第2条1項)
指向性	1対1の特定2者間の双方向(パーソナルコミュニケーション)	1対 n の不特定多数への片方向(マスコミュニケーション)
帯域	3kHz(狭帯域)	6MHz(広帯域)
主な利用目的	電話などの音声	映像やラジオ音響
内容規制	検閲の禁止(電気通信事業法第3条) 通信の秘密の保護(電気通信事業法第4条)	放送番組編成の自由(放送法第3条) ただし、公安および善良な風俗を害しないことや、政治的に公平であること、事実に基づいた報道を行うことなどの編集規制が存在(放送法第3条2項)
規制体系	●電気通信事業法 ・第一種電気通信事業および第二種電気通信事業の規定 ・電気通信設備の規定 ・相互接続ルール ●日本電信電話(NTT)株式会社等に関する法律 ・事業の規定 ・ユニバーサルサービス	●放送法 ・放送番組編集に関する通則 ・放送事業者の審議 ・日本放送協会(NHK)規定 ●有線テレビジョン放送(CATV)法 ・CATV事業、施設などの規定 ●有線放送電話(有線ラジオ)法 ・有線放送電話事業、施設などの規定
		●電波法 ・無線局の免許 ・無線設備 ・電波の運用、監督 ●有線電気通信法 ・有線電気通信設備の届け出規定 ・電気通信設備の規定
注) CATV: ケーブルテレビ、kHz: キロヘルツ、MHz: メガヘルツ		

コミュニケーション手段として発展してきた。放送は私信とは異なり、公衆への多数の情報伝達手段であり、その社会的影響力から公共性が問われてきた。このように、過去、通信と放送は別々のものとして規定および規制されてきた。

2 融合への推進力

しかし、近年この2つの分野のボーダレス化が、いくつかの技術の進展に伴い、加速されてきた。

第1に、広帯域かつ大容量の情報通信ネットワーク技術の進展である。政府の「e

-Japan計画」が順調に進めば、5年後には30～100Mbps(メガビット/秒)レベルの超高速アクセスが可能なインターネットがかなり整備されることになる。

アクセス部分については、FTTH(ファイバー・ツー・ザ・ホーム)による光ファイバー網のほか、既存のメタル回線を高速通信に利用するDSL(デジタル加入者線)や、CATV(ケーブルテレビ)回線を高速インターネットに利用するCATVネットワークなど、多様なブロードバンド(高速大容量回線)が競争的に整備され、バックボーン(幹線)部分には波長の異なる複数の

光信号を同時に利用し、光ファイバーを多重利用できるWDM（波長分割多重方式）技術が推進され、情報伝送量を飛躍的に増大させることが容易になる。

これらにより通信コストも大幅に低減され、伝送路の広帯域化が進む。つまり、このような情報通信ネットワークの広帯域化、大容量化によって、映像、音声、テキストなど異なる形式のデータがすべてデジタル変換され、大量データの一括送信が通信網で可能になる。

第2に、モバイル通信技術の進展である。実際、2001年秋にはIMT-2000（第3世代携帯電話）の商用サービスがスタートし、通信速度は384Kbps（キロビット/秒）～2Mbps（静止時）まで速くなるといわれている。マルチメディア移動アクセス（MMAC）推進協議会が研究している5ギガヘルツ帯の無線アクセスを利用した移動体通信の開発も進んでおり、これが実現すれば、通信速度は20～25Mbpsまで伸びる可能性がある。この速度は地上波放送並みの映像配信も可能なレベルである。

第3は、インターネットの爆発的普及である。NRI野村総合研究所の調査でも、2005年時点で、インターネット接続世帯が3000万世帯、うち中高速（256Kbps以上）でアクセスするユーザーは約1500万世帯に達すると予測している。

このインターネット利用者の増大に加えて、複数の相手を指定して同じデータを送信する「IPマルチキャスト」技術の採用により、放送型の音声、映像などの大規模データの配信が容易になる。次世代のIP（インターネットプロトコル）であるIPv6（IPバージョン6）技術は、特定の通信のための帯域を予約し、一定の通信速度を保

証するQoS（クオリティ・オブ・サービス）機能や、マルチキャスト機能に標準対応しているので、インターネット放送の普及が大幅に促進されると予想される。

IPv6では、43億の4乗個という膨大なアドレスの設定が可能になる。このため、今後の情報家電やITS（高度道路交通システム）の進展とともに、パソコン、家電や自動車もインターネットの端末としてネットワーク化され、時と場所を選ぶことなく、高品質の映像が提供される。

このように種々の技術が融合し、放送と通信の融合化を加速させている。

3 通信と放送の融合現象

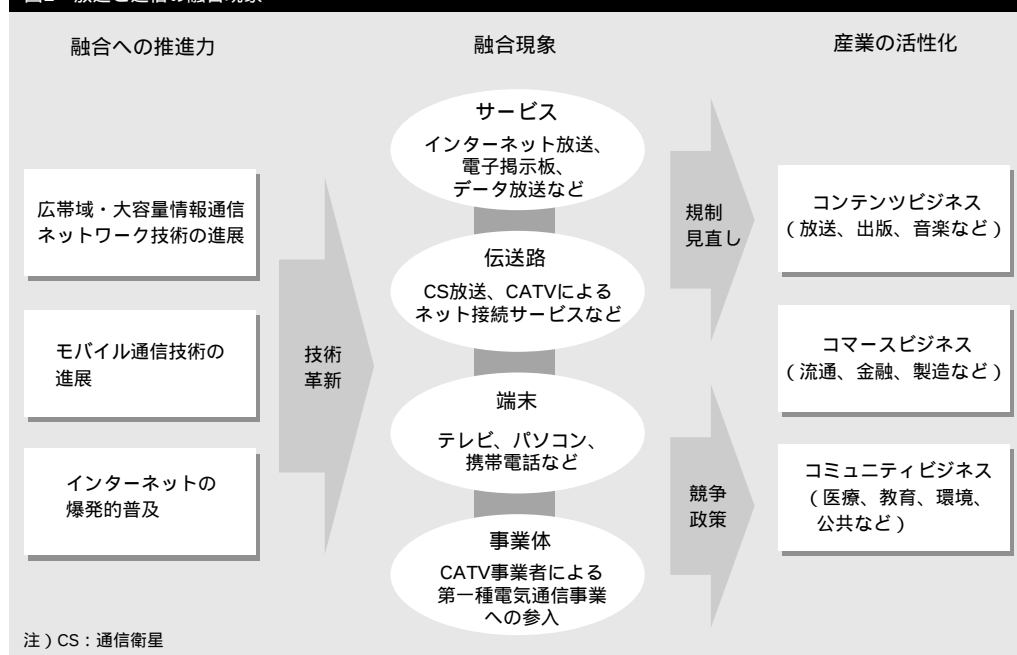
これらの技術革新によって引き起こされる通信と放送の融合現象は、一般に4つに区分される（図1）。

第1は、通信と放送の中間的な「サービスの融合」である。

通信の分野では、私信、秘匿性がその特性とされてきたが、ストリーミング（逐次受信・再生）技術によるインターネット上でのコンテンツ再生のように、IPを利用すれば、通信網を利用した1対 n の情報伝達が可能になり、多数の視聴者に動画映像と音声を送信する「公然性を有する通信」サービスが実現する。また現在、電子掲示板、電子メール、ファクシミリ、電話会議システム、ホームページなどでも、通信による1対 n の情報伝達が行われている。他方、本来マスを基本とする放送でも、有線ラジオ、BS（放送衛星）放送、CS（通信衛星）放送のような「特定性を有する放送」サービスが提供されてきている。

このような通信と放送の両方の特徴を併せ持つ中間的なサービスは、今後も増大し

図1 放送と通信の融合現象



ていくことが予想される。

第2は、共通の伝送路を利用する「伝送路の融合」である。

地上波放送については、放送法第2条3項で放送局を無線局と定義しており、同法第2条3項2号では放送事業者を放送局の免許を受けた者とし、同法第3条では放送事業者に対して番組の編集や基準を定めている。つまり、ハードとソフトは一体化している。

しかし、CSデジタル放送に関しては、同法第52条9項1号により、従来の地上波放送とは異なり、放送番組を制作・編集する委託放送事業者と、通信衛星を所有して放送波を送信する受託放送事業者が分離されている。また、CATVネットワークの帯域を利用したインターネットサービスや、NTTの光ファイバー網を利用したCATV事業など、共通の伝送路を用いたサービスの融合もみられる。

第3は、情報家電など多様な端末そのも

のを通信にも放送にも利用する「端末の融合」である。

最近ではテレビチューナーを内蔵したパソコンも販売されており、パソコンで地上波放送コンテンツが見られるだけでなく、録画や編集も可能になっている。韓国では、過去の地上波放送番組をいつでも見られるサイトが人気を博している。また、テレビでインターネット接続ができるセットトップ・ボックスが家電メーカーから発売され、1つの端末を通信と放送サービスに利用できる端末の融合化が進みつつある。

第4は、同一事業者が通信サービス、放送サービスの両方を兼業する「事業者の融合」である。

当初、放送事業者と電気通信事業者間の相互参入はほとんど見られなかった。これは制度的なことよりも、例えば通信事業者からみた場合、コンテンツ制作ビジネスのノウハウが不足し、放送事業者からみた場合、通信ビジネスに関するノウハウが不足

しているといった、経営的な問題に起因していると考えられる。

しかし、ここ数年、商社や米国企業を中心とした外資の参入が相次ぎ、状況は変わりつつある。衛星通信のJSATは放送分野ではCS放送サービスを、通信分野では国際専用線を利用した国際衛星通信サービスを提供している。また、CATV事業者が第一種電気通信事業に参入し、インターネット接続サービスを提供するケースも注目されてきている。このような通信網、放送網といった分け方や、通信といえば有線、放送といえば無線という概念も、融合の進展によって技術上ほとんど意味のないものになりつつある。

他方で、前述の通り、現在の法規制がこの技術革新に合わなくなっており、いくつかのねじれ現象が生じている。例えば、インターネット上のマルチキャストによる動画などの送受信は放送に該当しなかったり、また、「通信の公衆性」「放送の特定性」をどのように規定すべきかといったことも未解決であり、現象に対応した素早い政策立案および実施が、日本の産業競争力向上のためにも急がれる。

融合と産業構造の変化

融合の進展は、単に通信産業と放送産業だけに関係するわけではない。融合への推進力となるユビキタス・ネットワーク技術やサービスなどを活用することで、あらゆる業種はその恩恵を受けることになる。そして、それは産業構造に変化をもたらし、経済活動そのものを変革していく。縦割りになっていた業界の構造が崩れ、すべての情報が統合されて、有線、無線を問わず最

適の媒体で国境を超えて流通する階層型の構造になると予想される。

1 コンテンツ流通構造の多様化

アクセス回線のブロードバンド化の進展やデジタル放送の普及によってコンテンツへの需要が高まるなか、一般ユーザーにストレスなくコンテンツを提供できるようになり、出版、映像、音楽、ゲームなどあらゆるコンテンツを多様な端末で流通できる仕組みが整備されつつある（図2）。

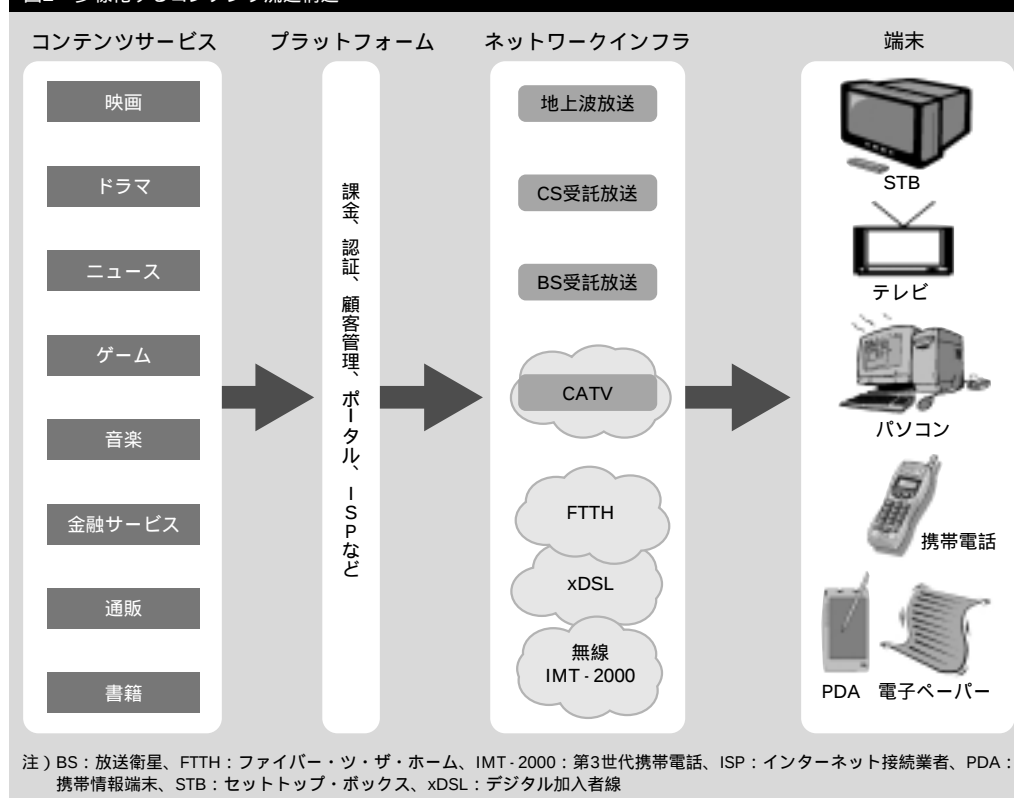
事業者・生活者間および企業間のコンテンツ流通モデルも多様化してきており、コンテンツ流通市場も拡大し続けている。実際、財団法人デジタルコンテンツ協会の資料によれば、国内の2000年のデジタルコンテンツ関連市場は9兆9735億円、前年比29.8%増と大幅に伸びている。

そして、大容量コンテンツ配信を実現する新ビジネスの動きが急速に広がっている。例えば、ストリーミング技術を用いてインターネット上で映画を有料公開する試みも行われている。大手プロバイダーのニフティは、洋画配給会社の日本ヘラルド映画と組み、ネット上で映画作品を上映する仮想映画館を開設して、利用者から閲覧料金を徴収し、作品を高速ネットで配信する事業をスタートさせている。有線ブロードネットワークスも、自社の接続利用者向けにサイトを開設し、映画、音楽ビデオ、ゲームなどの配信サービスを始めた。

また、ソニー・ミュージックエンタテインメントは、動画コンテンツを配信するサイトを開設し、大容量の動画コンテンツを事業化して、音楽CDの新しい販売促進モデルとして活用している。

さらに、東宝とNTT西日本は、光ファイ

図2 多様化するコンテンツ流通構造



バーを使い、デジタル化した新作映画を高速ネットワークで劇場に配信し上映する実証実験に取り組んでおり、東映も通信衛星で劇場に配信する実験を展開している。一方、NTT東日本は、CSデジタル放送のスカイパーフェクト・コミュニケーションズと提携し、スカイパーフェクトTVが放送している専門チャンネルを、光ファイバーを通じて消費者へ配信するサービスを構築中である。このように、日本だけでも多様なサービスが立ち上がってきている。

しかし、ここ数年の新しい動きとして、利用者同士が直接データを検索してP to P（ピア・ツー・ピア）形式でコンテンツをやりとりする手法が急速に広がっており、社会問題になっている。例えば、「ミュージックシティー・モーフィアス」「ライムワイア」といった巨大ファイル交換コミュ

ニティが形成され、インターネット経由で音楽ファイルを交換し合っている。P to Pを使ったファイル交換の場合、仮に裁判上、コンテンツ制作者側が勝訴したとしても、ソフトウェアの設計図に当たるソースコードは公開されているので、流通し続ける可能性が大きい。

2001年8月のガートナー・グループ社の調査によれば、米国のインターネット利用者で、過去3ヵ月間にネットから音楽をダウンロードした人のうち、有料で行った人は6%にすぎない。それゆえ、健全なコンテンツ流通構造の確立のためには、グローバルな官民一体となった早急な著作権処理システムや取引ルールの整備が不可欠である。この問題は、著作権を認めないという過激な声もあり、世界的なルールを構築するのは困難な状況にある。

2 プラットフォーム事業の拡大

BS・CSデジタル放送、インターネット放送が本格化し、音楽や映像などのネット配信を手がける事業者が増加すれば、そのネットワークインフラ上に、バックボーン回線の高速化による安定した伝送、課金・決済システム、個人認証、著作権保護・管理などさまざまな仕組みが必要になる。

例えば、高品質映像を通して、だれでもいつでも簡単に商品を売買していくなかで、購入側にとっては想像通りの商品か、販売側にとっては本当に料金を払ってくれるのかといった信用リスクが発生する。それに対し、信用リスクを軽減するようなサービスも拡大している。実際、金融機関や商社によるエスクロー（取引の安全性を保証する仲介サービス）など多様な信用ビジネスが、ここ数年で立ち上がっている。

また、ブロードバンドアクセスを前提とした動画などの大容量コンテンツの配信環境を提供するCDN（コンテンツ・デリバリー・ネットワーク）サービスの需要も増えている。これは高速化機能などを持つコンテンツサーバーを、データの配信元と消費者に近いネットワークに配置することで実現される。国内でもアカマイ・テクノロジーやNTTコミュニケーションズ、NRIがネット配信を高速化するサービスを提供している。

今後の通信と放送の融合が進む環境では、このようなプラットフォーム事業の市場が急速に拡大することが予想される。

3 融合が産業に与える影響

1990年代後半に入って、携帯電話などからのインターネット利用者数が激増し、他方、企業内ではLAN（ローカルエリア・ネ

ットワーク）、イントラネットの構築が進み、個人のブロードバンドの利用も急増し、インターネットを中心とした情報通信ビジネスは大きく成長している。実際、1985年から99年にかけての年平均成長率は情報通信産業が6.3%と、他産業と比べて高い数字を示している。

NRIのシミュレーションでも、広帯域ネットワークなどのユビキタス・ネットワーク化が積極的に進展するというシナリオでは、通信・放送産業の生産額の1997年から2005年までの年平均成長率は14.9%と、他産業よりも頭抜けて高い（表2）。ただし、単純に既存の通信事業者が伸びるというわけではなく、異業種から参入する新規事業者が多様な通信サービスを提供することによる成長分も含まれる。

実際、融合によって可能になる高品質な映像・音声の配信は、放送・通信産業以外の他産業にも多大な影響を及ぼす。

例えば、医療・介護産業では、医師が記入する電子カルテ（紙カルテの電子化）の中の検査データや診断画像などの膨大な情報を、ネットワークを介して病院同士、あるいは病院と製薬会社や検査会社が共有することが可能になる。医療法人の鉄蕉会亀田総合病院では、東京急行電鉄と共同で、その沿線の医療機関に保存されている住民のカルテの電子化事業を計画している。

また、高品質映像を利用して、遠隔地の患者などに対し、診察や介護活動などを行うことも可能になる。セキュリティサービス事業を展開するセコムは在宅医療システムを提供しており、主治医、看護婦、薬剤師、ホームヘルパーなどからなるチームを組織して、患者の遠隔管理を行っている。

教育産業では、高品質映像により遠隔授

業が本格化する。すでに慶應義塾大学、奈良先端科学技術大学、米国ウィスコンシン大学の3大学では実験的に、インターネットを利用して大学院の共同授業を行っており、米国の臨場感あふれる双方向の授業を日本で受けることができる。

出版や新聞産業では、高精細な画質を駆使したPDA（携帯情報端末）や電子ペーパーの開発が本格化し、消費者にとって魅力あるサービスが提供されてくれば、電子書籍、新聞配信ビジネスが拡大することが予測される。これにより紙媒体が徐々に減少し、在庫リスクは軽減される。

銀行業務についていえば、店舗型の営業からネット型の営業へ進展していき、高画質携帯電話などで顧客にいつでもどこでもサービスを提供できたり、米国の大手地銀ウェルズ・ファーゴのように、個々の店舗にテレビモニターを設置し、顧客相談などの遠隔対応を行うことも可能である。証券業務では、野村證券や米国メリルリンチなどが行っている投資家向けの企業情報や、アナリスト、エコノミストのコメントなどのビデオ配信に利用でき、営業マン教育にも利用することができる。

不動産業であれば、インターネット上で間取りや立地条件などをリアルな映像によって紹介することができ、顧客に足を運ばせることなく売買できる。

広告産業も、紙媒体からネット広告などにシフトしていくことが予想される。しかしそれよりも、従来のマス広告に代わって、興味のある個人への動画、音声を用いたサービスが増加していくことが注目される。

このように融合現象により、各産業領域を超えた異業種との連携といった垂直統合が起こったりして、それぞれの産業に新し

表2 2005年の産業構成の予測

	2005年生産額 (十億円)	1997年生産額 (十億円)	年平均伸び率 (%)
農林水産業	13,007	15,465	-2.1
鉱業	12,653	12,600	0.1
一次産業計	25,661	28,065	-1.1
食料品	38,058	37,534	0.2
繊維・衣服	9,812	10,020	-0.3
木材・家具	11,013	8,122	3.9
パルプ・紙・同製品	10,781	9,617	1.4
窯業	8,885	9,723	-1.1
化学・プラスチック	44,051	37,048	2.2
鉄鋼・非鉄金属	25,285	22,757	1.3
金属製品	25,678	21,117	2.5
一般機械	28,298	27,105	0.5
電気機械	109,052	62,520	7.2
輸送機械	52,978	46,174	1.7
精密機械	4,860	4,207	1.8
その他製造業	18,882	17,983	0.6
製造業計	387,632	313,925	2.7
建設・土木	86,659	90,943	-0.6
二次産業計	474,291	404,868	2.0
公益事業	29,501	27,709	0.8
通信・放送	53,512	17,605	14.9
金融・保険・不動産	99,800	99,219	0.1
卸・小売り	117,881	98,984	2.2
対個人サービス	60,671	54,589	1.3
対事業所サービス	98,663	66,255	5.1
輸送サービス	48,676	44,230	1.2
教育・研究	47,877	37,473	3.1
医療・社会福祉	40,101	35,708	1.5
公務・郵便	31,120	27,847	1.4
その他産業	10,691	10,904	-0.2
三次産業計	638,492	520,524	2.6
合計	1,138,444	953,457	2.2

いサービスが創出されている。その変化のスピードに対応できない企業は、今後、大きく後退していくことが予想される。

各国の制度設計と論点

融合に関する各国の制度は、基本的には通信と放送を別の枠組みで規律している。そのなかで、各国ともハードとソフトの分離や中間領域的サービスなどへの対応を行

ってきている。前述した融合現象から来るさまざまな問題を踏まえ、規制問題など変化への対応を急いでいる。特にEU（欧州連合）加盟国はすでに、産業の活性化および新たなビジネスにつながる競争政策を中心とした法制度改革に着手している。

1 融合の進展に対応する 各国の法制度整備

（１）米国

米国では、1934年電気通信事業規制の基本となる通信法をもとに、競争政策の積極的な導入を目的として、96年に「電気通信法」が成立した。地域電話市場への競争導入、ユニバーサルサービス、接続料金の適正化——を同法の柱として、さまざまな規制改革が行われた。具体的には、特定の地域通信市場に他の地域通信会社が参入できること、州内通信市場の開放、地域電話会社とCATVサービスの相互参入、電力・ガス会社による電気通信事業への参入などである。

これらの競争政策により、各事業者が事業の壁を超えて自由にサービスを提供することが可能になった。しかし、独占体制は崩れず、現在でも地域電話市場で目立った競争はなく、電話料金も下がっていない。逆に、大手地域電話会社が合併や買収を繰り返し、市場の寡占化が進んでいる。

このため現共和党政権では、競争環境を人工的に作り出す政策介入を極力抑え、市場に判断を任せる政策が検討されている。

周波数の割り当てなどについては、1993年に電波法が改正され、世界で初めて政府によるオークション制（スタンフォード大学のポール・ミルグロム教授などによる、ゲームの理論を応用した「同時多段階オー

クション」ソフトを採用）が導入され、電波利用に関しても市場メカニズムの導入に積極的である。

（２）英国

英国は、1981年に電気通信法を成立させ、新規の電気通信事業者マーキュリー・コミュニケーションズ社へ免許を与えて、VAN（付加価値通信網）サービスおよび端末機器の自由化を推し進めた。そして、1984年の電気通信法ではBT（ブリティッシュ・テレコム）を民営化し、独占体制からBT、マーキュリー両社による複占政策へ移行した。また同年、独立した行政機関としてOFTEL（通信監督庁）が設立され、基本的な電気通信政策立案などを行う貿易産業省との機能の分離が行われた。

1991年には貿易産業省が、通信に関する政策白書を発表し、BTとマーキュリーの固定通信事業複占を廃止して、国内専用回線を自由化した。さらにCATV事業者の電話サービス提供に関する制約を廃止して融合化を推進し、外資の参入などにより両事業分野は急速に進展した。

一方、市場競争力を高めるために、事業者間の相互接続条件の緩和や、プライスキップ（公共料金の値上げ率の上限を決め、その範囲内ならば事業者が自由に決められる設定方法）規制の廃止もなされ、事業別の会計分離が行われた。

このように英国は、欧州のなかでも最も積極的に自由化政策に取り組んできた。

メディアの融合に関しては、CATV事業が自由化されたほか、現在では固定電話と携帯電話を融合したサービスも認められている。BTの子会社で携帯電話サービスを提供しているBTセルネット社は、1999年

にワンホーン・サービスという名の融合サービスを開始した。また、OFTELは現在、広帯域アクセス市場での競争をさらに促進するために、BTの加入者回線の他の事業者への開放を進めている。

このように英国の規制政策の特徴は、中立性と競争原理の徹底にある。できるかぎり市場原理に任せ、最低限消費者保護が必要な場合だけ、規制で対応するというスタンスである。こうした英国の通信政策は、各国のモデルケースとして扱われている。

周波数の割り当てに関しても、市場の競争性を重視している。2000年3月に欧州で初めて3G（第3世代携帯電話）周波数免許割り当てオークションを行ったが、結局5つの免許に13社が応札し、総額225億ポンドという事前の予想額の3倍以上の価格で落札され、フランスなどその後の欧州の電波政策に影響を与えた。

（３）ドイツ

ドイツの電気通信規制に関する政策は、基本的にはEUの市場統合に向けた電気通信の統合規制緩和政策に沿って進められている。1989年、ドイツ連邦郵便の郵便業務と郵便貯蓄業務、電気通信業務が分離され、管理機能も行政監督機能と事業運営機能の分離政策が推進された。

1995年、ドイツテレコムが民営化された。1997年末には連邦経済省の所管のもとで、独立規制機関として電気通信郵便規制庁が設立され、免許付与など電気通信に関連するすべての規制業務を同庁で行うようになった。2000年に入り、新規参入事業者との競争によってドイツテレコムが長距離・国際市場で30%のシェアを失うなど、ドイツは欧州で最も競争化が進んでいる。

周波数割り当て政策では、英国に4ヵ月遅れた2000年7月に3G周波数免許割り当てオークションが行われた。12の免許に7社が応札し、こちらもドイツテレコムの複数免許獲得政策が引き金となり、総額で英国を上回る988億マルクで落札され、オークションの是非に波紋を投じた。

（４）フランス

フランスでも、EUの経済統合に沿った電気通信の統合規制緩和政策が進められ、急速に自由化へと移行していった。具体的には、1996年に郵便・電気通信法が大幅に改正され、公衆網の設置や基本電話サービスが自由化された。この新電気通信法案では、経済・金融・産業省が規制の枠組みの設計と、フランステレコムの国内・国際業務の監督を行うことになった。

また、政府から独立した第三者機関である電気通信規制機関が1997年に設立され、ここが市場の監視および競争状態の維持、事業者間の紛争調停、制裁措置の発動、相互接続費用の算定などを行い、規制機関として強い機能を果たしている。新規参入条件としては、米国と同様、認可期間を15年とし、外資規制を原則20%までと規定している。フランステレコムの民営化は、1993年に閣議決定されたが、組合側の強固な反対により長期棚上げ状況にある。

フランスでは、英国、ドイツで落札金額の高騰を巻き起こしたオークション方式を嫌い、3G周波数免許割り当てに比較審査方式を採用した。しかし、英国の落札価格との比較がなされ、1300億フランと高額になった。審査はサービスの提供内容、普及速度、企業としての信頼性などで判断されたが、結局この方式では既存中心になり、

市場の競争性が発揮されていない。

(5) 日本

通信と放送の法制度は後に詳述するが、まだ進化を遂げていない。1984年に米国はAT&T社を分割し、英国はBTを民営化したのに対して、日本は99年7月にNTTの純粋持ち株会社のもとで長距離国際、地域と再編成を行い、外資規制の撤廃、料金の原則届け出制への移行など競争条件の整備、規制緩和が推進してきたが、両国と比べて立ち遅れた感がある。NTTの外資による株式保有は20%までしか認められず、政府はNTTの株式保有義務が課せられており、AT&TやBTなどにみられるグローバルな提携が進みにくい環境にある。また、米国、英国と違って独立した監督機関がなく、この是非が議論的になっている。

しかし、政府のIT戦略本部が通信分野の一段の競争促進を求め、2001年6月には改正電気通信事業法が成立し、地域通信市場を独占するNTT東西に対して光ファイバー網の開放を義務づけるほか、NTTドコモに対しては同社の回線を他社が利用する際に支払う接続料金の算定根拠を公表させることとした。

これにより、超高速インターネットに必要な光ファイバーの利用料や携帯電話料金を低下させることができる。実際、東京電力などは、自前で通信設備を保有して通信業を営む第一種電気通信事業者の事業許可を総務省に申請し、電力の検針用に保有する光ファイバーの加入者網を、一般通信事業用として転用する計画である。

情報通信法の融合化に関しては、経済産業省や経団連が通信と放送の融合化に対応するため、現在の通信事業の枠組みを決め

ている電気通信事業法と、放送事業の枠組みを決めている放送法や有線テレビジョン放送法などをひとまとめにし、制度上存在する通信と放送インフラ事業の区別をなくす新情報通信法構想を検討している。経済産業省は、これらの関連法案を2003年までに実現するよう総務省、関連企業などに求める意向である。情報通信市場の公正競争を促進するための法体系の総合的見直しは、総務省の緊急課題といえよう。

2 融合対応で先行する EUの法制度改革

欧州は、域内のネットワークを強化することで米国、日本に対抗しうる経済復興を図り、1993年の市場統合、通貨・経済統合へと進展させてきた。欧州という巨大な市場を有効に機能させるため、EU内の通信網の整備は不可欠であり、全欧州網の構築が進められているほか、各国の規制を緩和する自由化政策と、各国のサービスおよび規制内容の共通化を図る欧州標準化が進められている。

そのEU加盟国の立法組織としては、欧州委員会、欧州連合理事会、欧州議会が存在する。特に欧州委員会は、法案の提案、指令の発出権などの立法の中核的な役割を果たしている。電気通信政策の自由化と調和化の立法には多くの指令が出され、法的拘束力は強いが、その実施方法などは加盟国に選択が任される。

域内完全自由化を目指しているEU加盟国では、2000年7月に欧州における電子通信網およびサービスの統一的な規制枠組みを構築することを目的に、「電子通信の新たな規制の枠組みに関する提案」を発表し、世界で最も融合化に対応した法制度改革

革として、米国やアジア、オセアニアなどから注目されている。これまで採択された20近くの指令・決定などは統廃合され、次の6つ指令に集約された(図3)。

新たな枠組み指令

今後の融合の推進、新しいビジネスの創出、競争市場の確立のため、固定通信、移動通信、CATVネットワークなどの多様な通信サービスを電子通信という枠組みでとらえる新規制の構築を推進することとし、周波数の管理に関しては、EU政策に関連する経済、公共政策、文化、科学、技術、社会などを考慮し、無線周波数の協調的利用を欧州委員会に提言する「上級無線周波数政策グループ」を設立する方向である。

自由化指令

基本サービスについては、1996年に採択された「完全自由化指令案」の中で、98年1月から各国の事業者数を限定する特別権の撤廃を定め、参入規制の改革を目指している。また料金規制については、通信事業者が実際のコストに基づいた料金設定を行うために、自由化後の料金はより柔軟に設定され、コスト低下を推進している。

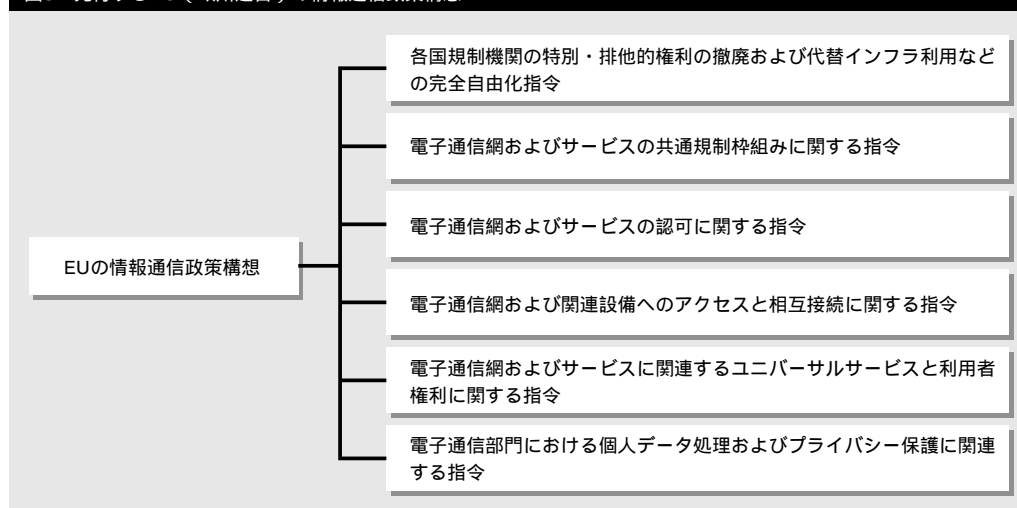
認可・免許付与に関する指令

1997年に届け出または登録による一般認可による認可とされており、各事業者は、電子通信サービスの提供、他の事業者との相互接続の交渉、公道使用权への申請の権利が確保されている。また、加盟各国で異なる免許要件、免許手数料などの規定を統一する措置を講じることが定められる。

アクセス・相互接続指令

独占事業者にネットワークの開放を促すため、電気通信事業者はEU域内において、自社の音声サービスおよび公衆交換網サービスに関し、客観的な基準に基づく非差別的、公平、透明な条件で、アクセスおよび相互接続が義務づけられている。例えば、デジタルテレビ・サービスへのアクセスサービスを提供する事業者には、公平なサービスを提供することが義務づけられる。また、加入者宅と最寄りの電話局を結ぶローカルループの開放に関しては、広帯域通信利用コストの削減のために、競争事業者に対し、ネットワークのアクセスを義務づける。そしてそれは、会計分離、価格管理などに関する権限にまで及ぶ。

図3 先行するEU(欧州連合)の情報通信政策構想



ユニバーサルサービス指令

EU加盟国のすべての人々が同様な価格レベル、同様なサービスレベルのユニバーサルサービスを受ける権利を有し、国内・国際電話、ファクシミリおよびインターネットアクセスが可能な公共固定電話網への接続を事業者に義務づける。財源確保の仕組みとして、ユニバーサルサービス・ファンド創設案もあがっている。

電気通信データ保護指令

電気通信分野から拡張し、個人データおよびプライバシー保護の対象を、パケットデータ情報、携帯電話番号情報、電子メールアドレス情報、GPS（全地球測位システム）機能による位置情報などの電子通信分野へも広げる。

以上のように、EU域内における情報通信の完全自由化を目指して、各国とも管理を志向した規制から、競争環境を整えるルール作りのための規制へと、政策の方向性を変えている。特に英国は、かなりの進度で市場開放的な政策をすでに展開し、ドイツ、フランスなど他のEU加盟国を先導する役割を演じている。現時点では、このEUの情報通信法制度改革は世界で最も進んでいるといえる。

グローバル企業の出現とガバナンス

1 メガキャリアによる垂直統合の進展

融合現象により、産業構造が一挙に変動してきており、競争政策をベースとした企業の合従連衡が世界規模で進んでいる。それは通信、放送、コンテンツの各産業を巻き込んだネットワーク、プラットフォーム、

コンテンツの3層にまたがり、メガキャリア（巨大通信事業者）を中心にグローバルな垂直大合併、買収および提携が大胆に進められている（図4）。本章では、代表的な3社の融合戦略を取り上げる。

（1）ビベンディ・ユニバーサル

フランス資本の総合メディア企業、ビベンディ・ユニバーサル社は、上流のコンテンツからネットワークまで広範な事業を行うために、合併、買収、提携といった垂直統合を次々に進めている。

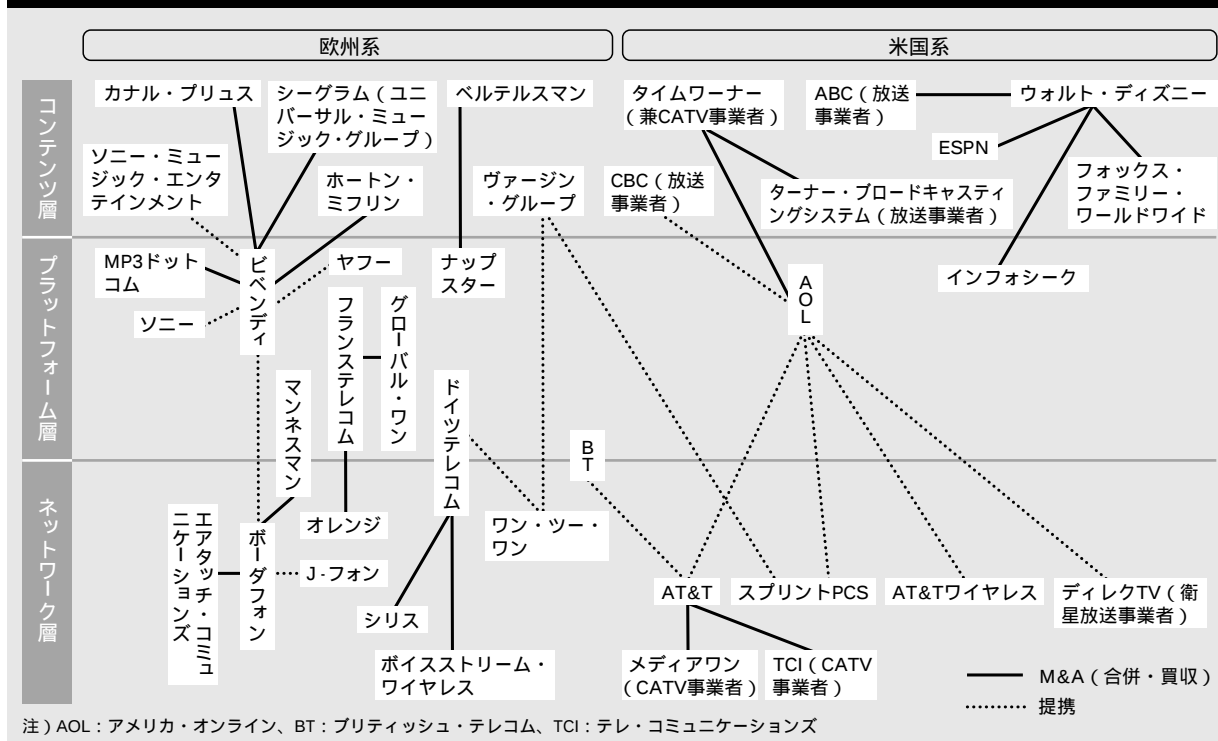
2001年5月に米国のネット音楽配信のMP3ドットコム社を買収、6月には教育出版大手のホートン・ミフリン社の買収を発表した。2月には米国ソニー・ミュージックエンタテインメント社とネット音楽配信における著作権を扱う合併会社デュエット社を設立し、そのデュエットが4月にヤフー社との提携を発表している。今や、シーグラム社の買収で「ユニバーサル」という強力なコンテンツを手に入れ、音楽では世界1位、映画でも2位を確保している。

他方で、固定通信ではセジェテル社、移動体通信ではSFR社、放送事業者では欧州最大の有料テレビサービス会社のカナル・プリュス社（いずれもフランス）といった具合に、通信・放送事業者を傘下に収めている。そして、英国ボーダフォン社と設立したポータルサイト事業「ビザビ」により、その豊富なコンテンツを多様な流通経路を通じて提供する戦略である。

（2）AOLタイム・ワーナー

旧AOL（アメリカ・オンライン）社は、約2600万人の加入者数を有する世界最大のISP（インターネット接続業者）であり、

図4 世界の放送・通信業界における主要なM&Aと提携（2001年10月現在）



旧タイム・ワーナー社にとっては、自社の持つコンテンツを配信できる巨大なチャンネルをインターネット上で確保できるというメリットがあった。逆にAOLにとっては、タイム・ワーナーの映像、音楽、雑誌など多様なコンテンツを資源化できるだけでなく、全米2位のCATV事業は魅力的であり、ブロードバンド事業のインフラを確保できる。つまりAOLタイム・ワーナー社の成立は、ネットワーク、プラットフォーム、コンテンツの3層の垂直統合を可能にした。

AOLタイム・ワーナーはコンテンツの分野で圧倒的に強い位置にあるため、コンテンツの流通を確保する「どこでもAOL」戦略をとってきた。そして、AT&Tワイヤレス社、スプリントPCS社、ディレクTV社といった移動体通信事業者、衛星放送事業者と技術提携することによって、双方向テレビのプラットフォーム「AOL TV」と携帯

電話向け双方向サービス「AOLワイヤレス」で双方向デジタルメディア事業への進出を果たしてきた。

(3) ヴァージン・グループ

MVNO（通信網を自前で持たずに、他の携帯電話会社から借り受けて通信サービスを提供する事業者）は、初期投資を大幅に抑えて通信事業に参入できるため、欧州を中心に多くのMVNOが携帯電話サービスを提供している。航空会社、CD店などを傘下に持つ英国ヴァージン・グループは、ヴァージン・モバイルという子会社を設立し、世界で初めてMVNOとして市場に参入した。顧客数は100万人を超え、回線を借りているドイツテレコム社傘下の携帯電話会社、ワン・ツー・ワン社の顧客数の15%を超える顧客を獲得し、英国市場で売上高第4位の地位を確保している。

また同グループは、携帯電話大手のスプリントPCSから通信インフラを借り、2002年半ばまでに米国でMVNO事業を始めると発表している。スプリントPCSもヴァージン・モバイルと組むことで、通信インフラの稼働率の向上を見込める。アジアでも2001年度中にシンガポール、2002年前半に香港、台湾市場に参入する予定である。CD店で加入を受け付けたり、携帯電話への音楽配信サービスに力を入れたり、音楽サービスと連動した事業を展開している。

2 独占問題へのガバナンス

しかし、このメガキャリアの垂直統合で浮上してくるのが、市場独占の問題である。例えばAOLタイム・ワーナーのケースを例にとると、当初タイム・ワーナーは、2001年まで自社のISPであるロード・ランナー社と独占契約を結んでおり、一般ISPが同社のケーブル回線を使ってサービスを展開するのは不可能な状況であった。しかし、その後、開放実験や開放基準の設定を行い、オープン化を約束している。これはFTC（連邦取引委員会）が、AOLとタイム・ワーナーの合併を承認する条件として、次の3点を義務づけているからである。

- AOLタイム・ワーナーは、サービスを開始する前に、競合する広帯域ISPが同社のケーブルシステムにアクセスできるようにする。その後、最低2社のサービスを90日以内に追加する。
- 自社のネットワークにおいて競合するISPまたは双方向テレビサービスが提供するコンテンツの配信を妨げてはならない。
- AOLのDSLサービスを、タイム・ワーナーのケーブル広帯域サービスを利用

しているか否かに関係なく、どの地域でも平等に加入者に提供する。

FTCはネットワークの開放に重点を置き、競争に与える直接の商業的な影響を反トラスト法に照らし合わせて評価するが、FCC（連邦通信委員会）は合併が公共の利益に即しているかどうかをより広い権限においてチェックする。

大企業による垂直統合が許されるとき、技術的、制度的なオープンアクセス性がその合併・提携企業に求められる。このように、メガキャリアの合併から懸念される独占問題を解消するには、オープンアクセスは法的に規定されるべきであり、そのことが健全な競争市場を構築していく。

こうした新たな垂直統合が成功するかどうかは、ひとえにそれが消費者にどのような新しい付加価値を与えられるかにかかっている。1990年代前半に、AT&TやBTなどメガキャリアが水平統合を模索していたが、歴史を振り返ると、それは成功しなかった。後のインターネットと違って、真の顧客価値を提供することに成功しなかったからである。その意味では、現在起きている大合併は、まだスタートしたばかりといえよう。

日本の課題と改革の方向

これまで見てきたように、ユビキタス・ネットワークの進展により、通信と放送の融合が産業政策上重要な時代になりつつある。欧州では、経済の統合をにらみ、通信・放送分野でも統合化が急展開している。また、メガキャリアによる垂直統合の動きも活発化している。これらへの政策対応が遅れれば、日本経済に多大なマイナスの影響

響を及ぼすことが予想される。

1 融合化現象に対応した 法制度改革

(1) 融合による法制度の統合化政策

通信と放送の融合時代のなかで、利用者利益の増大を図るためには、従来のような縦割り法制では対応できない部分が出てきている。小手先の部分修正では、もはや対応できない。

現在、日本の情報通信の法制度は、電波法、有線電気通信法、電気通信事業法、放送法、有線テレビジョン放送法、有線放送電話法、NTT法といった事業分野別に複数の法律に分かれて構成されている。しかし、通信と放送の区分のあり方を見直すとともに、自由かつ公正な競争を実現するためには、統合的、包括的な新しい情報通信法の体系として整備されることが望まれる(図5)。例えば、EUでは1999年11月に発表した通信政策の見直しのなかで、電気通信、CATV、放送などに統合的に対応する法制度改革が提言されている。

情報通信分野の技術革新を、古い法制度で維持・運用していこうとすること自体困難である。規制は、技術革新や市場動向などに柔軟に対応して迅速に見直すことが要求される。米国の1996年電気通信法第11条では、FCCに対して隔年ごとにすべての規制を見直す義務を課している。欧州や米国は情報通信を、グローバル経済のなかでの国際競争力の中心として位置づけている。日本企業がこれらに立ち向かっていくには、時代に迅速に対応した総合的な情報通信政策が不可欠である。

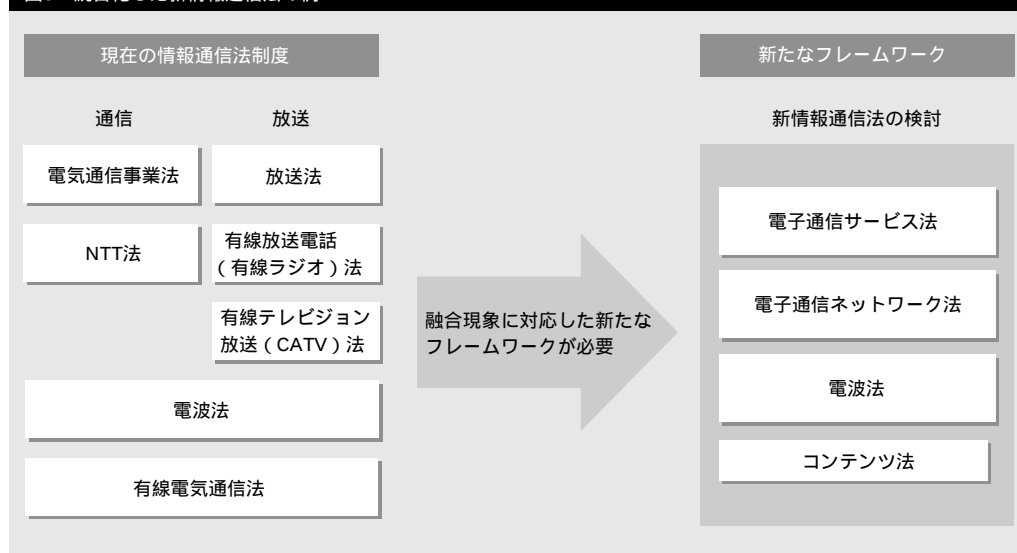
(2) ネットワークに関する

競争促進的な制度改革

電気通信事業法第6条2項により「第一種電気通信事業は、電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業」、同第6条3項により「第二種電気通信事業は、第一種電気通信事業以外の電気通信事業とする」と規定されており、事業者を回線設備保有の有無により区分している。

それゆえ、第一種事業者は回線設備を原

図5 統合化した新情報通信法の例



則として他の事業者から借りることができず、第二種事業者は自由に回線設備を設置できず、設備の調達先も第一種事業者に限定されている。そのため、多様な組み合わせによる効率的なネットワークを構築することが難しい。競争政策のもと、事業参加は届け出制にするとともに、事業者が自由なネットワークを構築できるようにすべきである。

また、現行では各事業者が回線を敷設する際、道路、河川などの管理者から占用許可を受けねばならない。しかし、規制や手続きなどが複雑で、ネットワークの柔軟な構築が妨げられている。事業者が設備を設置する場合には、柔軟にネットワークを構築できる権利を行使できる一方、役務提供や相互接続などを義務づけるべきである。

これらの事項は、前述の改正電気通信事業法の成立など、政府のIT戦略本部を中心に改善されてきているが、さらなる競争促進政策が望まれる。

(3) 透明性と競争性を取り入れた

電波政策の推進

無線局の開設は、電波法第4条により免許制となっている。しかし、日本の約400億円の電波利用収入のうち8割は携帯電話によるにもかかわらず、携帯電話には150メガヘルツだけの使用帯域しか割り当てられてなく、他方で周波数に余裕のあるサービスが存在するなど、利用効率に大きな差がみられる。使用頻度の低い周波数帯を新しいサービスに割り振るといった、国民に対する貢献度が総合的に反映されるような周波数利用の評価手法を確立し、周波数の利用目的を限定しない政策を推進するなど、周波数の割り当てやその見直しを行う

必要がある。

欧州では、電気通信の相互接続の促進や、3Gの分野ではW-CDMA（広帯域符号分割多元接続）が重要な標準になったことで、従来の国営電気通信企業を中心とした規制の枠組みが崩れ、電気通信分野で市場メカニズムの導入が推進されている。このため3Gの免許取得において、オークション制が英国、ドイツを中心に採用された。しかし、BT、ドイツテレコム、ボーダフォンなどは全欧的なネットワーク構築を目的として、系列企業を通じて積極的に免許取得に動き、その結果、英国とドイツでは落札価格が暴騰することになった。

一方、フランス、スペイン、スウェーデン、ノルウェーなどでは政府審査による比較審査方式が採用されたが、これらの国では国内の大手業者にそのまま3Gの免許が与えられ、事実上新規参入もなく、市場競争は起こらなかったという批判もある。オークションにも比較審査にも一長一短はあり、現時点ではベストな方法はない。

他方で、米国コロンビア大学のエリー・ノーム教授は周波数の割り当てを必要としない「オープンアクセス」方式を提案しているが、これはパケット交換やスペクトル拡散といった周波数の有効利用技術により周波数の共有化を可能にする。

また、ソフトウェアで複数の無線通信方式を切り換える「ソフトウェア無線」を使用して、周波数分析装置で空いている周波数を探し、その帯域で使われる無線方式のソフトウェアを端末に搭載して交信すれば、事実上無限の帯域が可能になる。ソフトウェア無線は、実証実験や標準化も進んでいるが、現行の電波法では、このような可変方式の端末を想定しておらず、利用で

きない状況である。

いずれにせよ、新技術と市場メカニズムがなければ、市場の活性化はありえない。競争のない産業は衰退し、サービスの低下を招き、最終的にはその国の経済に大きな打撃を与える可能性がある。制度設計に際して、このような新技術開発のインセンティブを組み込むことは、今後の日本の産業競争力にとって極めて重要である。

(4) 公正な競争を監視する

独立機関の設立

日本政府は、政治の影響を受けない行政機関の設置が競争促進上必要だとして、総務省から完全に独立した、通信分野の政策立案・振興を担う監督機関の創設を、米国やEUから提案されている。一方、国内でも、新電電各社や経団連が同様に、NTT株の3分の1以上を保有する義務のある政府が、監督まで担当することに対して懸念を表明している。

欧米では政治の介入を防ぐため、振興政策と業界の監督権限とを分離しているところが多い。EUでは欧州委員会で政策を立案し、各国の省庁や独立行政機関が具体的な規制・監督をしている。米国ではFCC、英国ではOFTELがそれぞれ通信事業者に対する規制を担当している(表3)。政府内には新たな機関をつくるより、公正取引委員会の監督機能を強化し、通信だけでなく公益事業全体を監視させる案も出ている。いずれにせよ、現在その得失を含めて、議論がなされている状況である。

2 融合におけるキーテクノロジー、無線技術への重点化

NTTドコモは世界に先駆けW-CDMA方

表3 現状の電気通信分野の規制・監督組織

	政策	監督
日本	総務省	総務省
米国	大統領府	FCC(連邦通信委員会)
英国	貿易産業省	OFTEL(通信監督庁)
ドイツ	連邦経済省	電気通信郵便規制庁

式の3Gサービス「FOMA」を2001年度末に開始する予定である。当初は384Kbpsに抑えられるが、いずれ最大2Mbpsという高速通信が可能になる。

しかし、この通信速度を大幅に超え、既存の電話回線を経由しない、IPベースの低コストの無線高速ネット接続技術の開発が急速に進んでいる。2.4ギガヘルツ帯を使用する伝送速度11Mbpsの「IEEE802.11b」(米国電気電子学会が策定した無線LANの標準規格)、2.4ギガヘルツ帯を使用する伝送速度20Mbpsの「IEEE802.11g」、54Mbpsの伝送速度を5ギガヘルツ帯で実現する「IEEE802.11a」など、多様な規格の無線LANが推進されてきている。また、2.4ギガヘルツ帯と5ギガヘルツ帯の両方の周波数帯を扱い、複数の変調方式などに対応できる無線LAN用チップセット「コンボチップ」の開発も、大手企業、ベンチャー企業を巻き込んだ開発が展開されている。

さらに、周波数や通信方式をソフトウェアによって変更できるソフトウェア無線技術、構内・ホットスポットでも利用可能な100Mbps以上の無線アクセスシステム、次世代ブルートゥース(近距離無線LAN技術)などの開発が推進されている。日本でも1996年に学識経験者、利用者、通信事業者、製造会社がマルチメディア移動アクセス推進協議会を設立して、高速無線システム構想を推進しており、端末への下りの方

向の伝送速度が50～100Mbpsに向上する可能性がある。

しかし、これは移動通信環境に限ったことで、公共施設構内や駅前など、多くの人が集うようなホットスポットでは、伝送速度が100Mbps以上の無線LAN型通信システムの導入が考えられる。これは第4世代の携帯電話と無線LAN型アクセスを含めた、新世代の移動通信システムである。

その鍵の1つは、カスタマイズ性の高さであり、ソフトウェア無線技術の導入により、ユーザーが任意の通信技術を電話機にインストールできるようになる。IPv6に対応するなど、インターネットとの親和性も高い。また、モバイルコマース（携帯電話を用いた電子商取引）に必要な高いセキュリティ機能や、ブルートゥースやデジタル放送など他のメディアとのシームレスな統合なども想定される。

米国ソマ・ネットワークス社は、多様な通信網に対応する接続装置と無線で通信する「ソマ・ポート」を開発した。これを利用することによって、5～10Mbpsレベルの高速通信が可能である。利用する電波は免許が不要な周波数なので、ネットポートを持てば、だれでも低コストで無線通信事業が行える。

さらに、米国タイム・ドメイン社が研究しているUWB（ウルトラ・ワイド・バンド）は、データを1ギガヘルツ程度の極めて広い周波数帯に拡散して送受信を行う無線通信の方式である。それぞれの周波数帯に送信されるデータは、弱ノイズ化により、同じ周波数帯を使う無線機器からのデータと混信することがなく、消費電力も小さい。精巧なレーダー機能も持ち、通信機能は約40Mbpsの速度が達成されている。これは

ブルートゥースやIEEE802.11bよりも高速であり、GPSよりも正確な位置測定が可能であるという。

このように、IEEE802.11bやソマ・ポート、UWBのような無線関連技術により、これまで携帯電話が独占してきた無線通信の状況が大きく変わる可能性がある。米国では大手コーヒーチェーンのスターバックス社が、日本では都内のファーストフード店が、店舗に無線LANシステムを設置し、試験的にサービスを開始している。また米国モバイルスター社など、空港や駅など利用者が多い場所で、無線LANを使った通信サービスを提供する企業も出始めている。

すでに消費者にとっては、携帯電話だけが唯一の無線サービスではない時代が来ている。このことは、通信技術が「キャリアモデル」から「ベンダーモデル」あるいは「ユーザーモデル」に変化しつつあることを示している。現行の通信政策は主として通信事業者の利害を調整することに主眼が置かれているが、このことを理解しないと、情報通信システムの開発や利用面で米国にまた後れをとることになる。

3 コンテンツ流通の整備と 垂直統合・提携の推進

現在のデジタルコンテンツ技術は、品質劣化なく複製でき、コンテンツの多重利用が容易になっている。しかし、日本ではコンテンツの流通、多重利用に関する著作権処理のルールが未整備な状況である。実際、ブロードバンドを通じた放送番組などの配信に対するニーズは高いが、地上波放送用コンテンツは、著作権処理の問題で衛星放送、インターネットなど他のメディアでの利用が困難である。

ドラマのコンテンツでは、それに関係する権利者は放送局、音楽著作権者、原作者、脚本家、さらに俳優など多岐にわたる。放送コンテンツはネット配信や衛星放送などでの多重利用を想定しておらず、多重利用に関しては放送局に権利がない。つまり、放送局も勝手にはドラマをインターネットで流せない。個別処理に手間取り、豊富にある映像コンテンツを容易に配信できない状況である。

それゆえ、コンテンツの権利をだれが保有し、どのような条件で使用許諾を出しているか（例えば、売上高の○％を、制作会社、原作者、脚本家、俳優に支払うといった契約ベースでの取り決め）といった権利情報をデータベース化することが求められる。そのためには、許諾情報の書式を統一し、権利情報を数値化するためにコンテンツに識別番号を付与して、仕組みの標準化を図る必要がある。円滑なコンテンツ流通が実現するよう、簡便かつ権利所有者の権利が適切に保護される著作権処理ルールを確立することが求められている。

また、コンテンツ産業は、質の良いコンテンツ供給力の差が競争力に直結するため、業種を問わない提携や参画を導き、多様なプレーヤーによる複占的業界構造が生まれる土壌である。AOLタイム・ワーナー、ピベンディ・ユニバーサルの合併、マイクロソフト社のコンテンツを目指す戦略なども、コンテンツそのものが持つ支配力に着目していることがうかがえる。また今後、CSP（通信サービスプロバーダー）がISPや検索エンジンサービスと融合したり、多様な垂直統合・提携が進展していくことが予想される。

加えて、コンテンツ制作の推進も重要な要素である。米国の映画産業では、開発資金を外部の投資家から調達するコンテンツファンドが一般化されている。一方、投資家からみると、日本のコンテンツへの投資は予算管理などが不整備であり、リスクが大きい。マネックス証券など一部の金融機関がコンテンツファンド商品を提供しているが、まだ十分とはいえない。

韓国では、政府が映像産業を半導体、電子機器や自動車と並ぶ輸出産業の柱として位置づけ、すでに機関投資家、個人投資家や政府機関が投資ファンドを経由して映画コンテンツに投資できる制度を確立している。実際、韓国映画復興委員会の資料によれば、映画コンテンツの輸出額は2000年には約8億円以上に達し、2年前と比較して10倍以上に成長している。日本でも、コンテンツ産業を国をあげて育成する促進政策が不可欠である。

融合現象の進展は、ビジネスの手法だけでなく、法制に関してもその時代に適応した迅速な改革を求める。民間がお互いに公正に競争できるような、オープンでグローバルな仕組みの構築は、緊急の政策課題である。

著者

篠原 健（しのはらたけし）
研究開発センター主席コンサルタント
専門は情報通信技術戦略

岡野靖文（おかのやすたけ）
情報・通信コンサルティング二部副主任コンサルタント
専門は情報通信法、情報通信技術政策